

## 鳥取砂丘こどもの国排煙窓改修業務仕様書

### 1. 業務名

鳥取砂丘こどもの国排煙窓改修業務

### 2. 業務実施場所

鳥取県鳥取市浜坂 1157-1

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理棟

### 3. 業務目的

鳥取砂丘こどもの国に設置している排煙窓の分解整備等を行い、設備機能の回復を図ること。

### 4. 業務内容

指定した部品の交換及び撤去品の処分、交換後の機器の試運転調整

### 5. 既存設備の仕様等

数 量：6連窓2式

製 造：中央発條株式会社

規格・型式：SSLE81080-A

### 6. 交換部品の規格形状（同等品可）

部品名称	参考機種	数量	単位
電動駆動装置（3連窓4式）	SLE81110	4	式
ダンパー	GSB64443	24	本
ワイヤー	WR18	36	m
滑車	SLA85004	24	個

※ダンパー、ワイヤー、滑車は電動駆動装置と合うものを設置すること。

### 7. 業務履行期限

令和2年3月26日

### 8. 設置・配線作業における留意事項

- (1) 機器の設置・配線作業等に関し、事前に鳥取県立鳥取砂丘こどもの国担当職員（以下「職員」という。）に事前に内容を説明し、職員の確認、承諾を得ること。
- (2) 令和元年10月15日から令和2年2月28日までこども広場、多目的ホールは特定天井耐震対策工事を行っていることを承知しておくこと。

## 9. 作業報告書

- (1) 作業前に、職員に対し、作業手順を示した書面を提出し、その説明を行うこと。
- (2) 作業完了後、職員に対し、作業内容を整理した作業報告書を提出すること。
- (4) 作業報告書には、作業前、後及び作業実施中の写真を添付すること。
- (5) 作成部数は2部とし、表紙に年度、タイトル、日付などを表記すること。

## 10. その他

### (1) 事前調査

業務着手前に既存機器の仕様・機能等を十分調査すること。

### (2) 既存部分損傷対応

業務実施に伴い既存部分を損傷した場合は、速やかに鳥取県及び職員に報告し、従前のおり補修すること。

### (3) 試験及び動作確認

設置後、総合的な動作確認を行うこと。

### (4) 不具合対応

調達物品に関して、鳥取県が実施する検収を終了した1年間は、納入業者の責任と認められる不良箇所が発生したのについては、納入業者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し対応する。

### (5) 業務に伴う廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、法令を遵守し、適正に廃棄すること。なお、マニフェスト交付を経て適正に処理するとともに、交付されたマニフェストの写しを提出すること。

産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法を定めた法律等を遵守して、適切に処理すること。

## 11. 鳥取県担当課

課 名 子育て・人財局子育て王国課 片寄

電 話 0857-26-7573

ファクシミリ 0857-26-7863

メールアドレス kosodate@pref.tottori.lg.jp